

会 議 録

会議名	杉並区災害時要援護者対策連絡協議会 第一部会（平成26年度第2回）
日 時	平成27年1月16日 10時～
場 所	中棟4階理事者控室
委員出席者	遠藤 雅晴、藤原 哲太郎、高橋 博、松見 光、福川 康、小林 三郎、清水 汎、明石 文子（以上敬称略）
幹事出席者	田部井 伸子、高山 靖、井上 純良、武井 浩司
委員欠席者	藤枝 宏友、山田 滉、中原 徹（以上敬称略）
議 題	1. 各震災救援所における要援護者に対する取組について 2. 今後の要援護者事業に対する普及啓発及び課題について 3. その他
資 料	○災害時要援護者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料1 平成26年度における災害時要援護者事業に対する区の実施状況 資料2 震災救援所等における要援護者支援の実施事例と今後の課題 資料3 福祉救援所一覧 資料4 震災救援所運営管理標準マニュアル（抜粋） 資料5 ～妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族の方へ～知っておきたい！「災害への備え」（原稿）
会議内容（要旨）	<p>事務局 座長 （資料1～資料5について説明） ・資料1にある地域の手勧奨について、登録者が約9000人とする未登録者は16000人か。</p> <p>事務局 座長 ⇒前後はあるが、概ねその程度である。 ⇒つまり、対象者のうち登録者は半分にも満たない状況である。 また、個別避難支援プランの作成について、これまでの民生委員に加えてケアマネージャーや障害者相談支援専門員にも協力してもらうことになるが、どのように進めているか。</p> <p>事務局 座長 ⇒ケアマネは居宅介護支援事業者協議会の会長と相談しながら、具体的手順や情報の流れ等を確認している。 ⇒何か方針は出るのか。</p> <p>事務局 座長 ⇒事業者との委託契約という形で予算を取っている。現在、ケア24へ同行訪問の依頼をしていて、民生委員のプラン作成に協力してもらっている。これと同様の形で今後のケアマネ等への依頼も考えている。</p> <p>座長 幹事 座長 ・障害者相談支援専門員は何名程度いるのか。 ⇒35名である。 ⇒その35名に委託する形か。</p> <p>事務局 座長 ⇒その通りである。在籍している事業所を通じてお願いする。</p> <p>事務局 座長 ⇒障害者に対するプラン作成は専ら障害者相談支援専門員に依頼するのか。 ⇒原則は民生委員であり、作成が難しいケースでは障害者相談支援専門員に依頼して円滑に作成を進める。</p>

座長	・災害対策基本法改正について、先行している現在の取組の擦り合わせはしないのか。
事務局	⇒この法に基づく各自治体の取組内容は地域防災計画で規定することになっているので、現在修正中の杉並区地域防災計画の中で調整している。
座長	⇒「災害時要援護者」は「災害時要配慮者」に置き換わるのか。
事務局	⇒その通りである。平成27年4月から変わることになる。
委員	・今後、民生委員に提供される台帳は、ケアマネ等が作成する登録者の情報は抜けているのか。
事務局	⇒これまで通り担当区域の登録者は全て載っている。ケアマネに依頼する場合は、民生委員とケアマネで連絡を取り合って作成する。
委員	⇒依頼するかどうかは民生委員の判断か。
事務局	⇒その通りである。11月の民生委員協議会の資料でお示ししているが、要介護3～5など状態が重い人が対象で、台帳には「優先」という表記がある。
委員	・民生委員の役割が重くなってきているが、従来の手当のほかに配慮はあるのか。
座長	⇒個別避難支援プラン作成に対しての手当はあるのか。
事務局	⇒民生委員への手当はない。
委員	⇒現在も手当というより費用弁償である。
幹事	・ケアマネ等への依頼について、各震災救済所運営連絡会には説明しているか。
副座長	⇒昨年度から当協議会等を通じて説明している。
事務局	⇒震災救済所の運営に直接関わることはない。民生委員等により作成されたプランの情報が登録者台帳に反映され、各震災救済所内のキャビネットに保管されている。
委員	・障害者相談支援専門員とはどのような方々か。
幹事	⇒民間の特定相談支援事業所に所属し、障害者がホームヘルプ等のサービスを利用する際に必要な計画を立てている方々である。
委員	⇒地域に満遍なくいるのか。
幹事	⇒ある程度は散在しているが、民間事業者が主体的に指定を取って進めているため、多少の偏りはある。
委員	⇒どの専門員がこの地域を受け持っているかという情報は我々に入ってくるのか。
幹事	⇒地域別の担当ではなく、救済所ごとに一人いるとは限らない。
委員	⇒そうすると我々には顔が分からない。ケアマネは関わりがあるが、障害者相談支援専門員はプラン作成を依頼する際にも誰が担当か分からない。
座長	⇒どのように連携していく構想なのか。
事務局	⇒流れを説明すると、担当区域の登録者には民生委員が訪問してプランを作成していたが、今後は、状態が一定以上の方で作成が難しい場合には担当のケアマネや障害者相談専門支援員に依頼することができる。その登録者の情報をケアマネ等に伝えて、プランを作成してもらい、民生委員を通じて区に報告して

	<p>もらう形を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災救護所でのプランの活用はないのか。
幹事	
副座長	⇒作成されたプランの内容は登録者台帳に反映され、関係機関に共有されるので、震災救護所もプランの情報を活用できる。
座長	⇒プラン作成の依頼先のケアマネ等を民生委員の方が知らないと言っている。
副座長	⇒登録申込書に担当のケアマネ等を記入する欄があるので把握できる。民生委員が、誰が担当のケアマネかを探する必要はない。
事務局	⇒登録者台帳にも担当ケアマネ・障害者相談支援専門員の欄がある。
委員	⇒民生委員としてその認識はなかった。昨年12月に更新された台帳を見ると、様式が変わり、「優先」という表記があるのは認識している。
事務局	⇒以前の民生委員会長協議会で説明させていただいた。
委員	⇒我々震災救護所の方も認識がない。
事務局	⇒台帳の更新は6月・12月のため、今回のタイミングで変更しているが、震災救護所運営連絡会に対しては、5月の会長・所長会で説明し、その後、各救護所の連絡会の場でもお話ししたい。
委員	・以前、障害者の自宅に、「すだちの里」職員に同行して訪問したが、状態が重い方だったからか。
委員	⇒知的障害者であったか。
委員	⇒恐らく知的障害はなく、ALSを患っている方である。当時の所長から同行を依頼された。この場合と同様に、障害者相談支援専門員に依頼できるようになるという意味か。
事務局	⇒基本的には、障害の程度が重い方については、民生委員よりも相談支援専門員の方が普段から接点があるならば、依頼した方がプランを作成しやすいだろうという考え方である。
幹事	⇒依頼するかどうか民生委員の選択に委ねられているのは、程度が重い方に必ず相談支援専門員への依頼が必要とは言えないからであろう。障害の特性が分かりにくい方の場合は、普段関わっている相談支援専門員に訪問してもらい、その方の特徴を捉えた上でのプラン作成が必要だと考える。
委員	・民生委員に対し、サービスを利用している高齢者や障害者はケアマネ等に依頼すると円滑にプランを作成することができ、台帳にも担当ケアマネ等が載っていて、この方々に依頼できる、という説明をすると分かりやすい。
事務局	⇒民生委員にはあらためて民生委員協議会で説明をしたい。
委員	・地域の手の登録勧奨について、登録率の目標を100%にする必要はないと考える。中には登録したくない方や、障害者手帳を持っているものの、元気で登録不要な方もいる。半分程度で良いのではないか。
座長	⇒委員はそうのように考えているが、区議会では、もっと登録者を増やすべきという意見も出ている。区には合理的な根拠を基に目標を定めてほしい。介護保険でもそうだが、世話になりたくないという方も必ずいるので難しい。
委員	⇒特に精神障害者の方は、自分の障害のことを他人に知られたくない方が多

	い。そういった方々に対して無理に登録をお勧めすることはできない。ただ、登録者のプランの作成・更新ができていないケースも多いようだ。
委員	⇒民生委員自身の問題で、しっかり動く委員とそうでない委員がいる。また、登録者と普段からよく顔を合わせるの、状況に変化がないことが分かり、プランは更新していない場合なども課題である。区から登録者に対するお知らせも必要ではないか。
委員	⇒まだプランが作成されていない登録者が千数百人いる状況なので、登録をお勧めしにくい。
副座長	⇒登録者の増加と確実なプラン作成の2つの課題がある。プラン作成については、民生委員に頼りきりでは難しいので、ケアマネや障害者相談支援専門員の協力を得て、より実効性のあるものにしていくという位置づけである。今後の高齢者や一人世帯の増加を見込み、民間事業者にも受け手をお願いしたい。個々の事情により協力の程度は異なるだろうが、できる限りのことを連携しながら行っていく。登録者数の目標も、できる限り100%に近づけていくことを目指しつつ、本人の登録の意思を尊重する。
委員	⇒このことについて法に規定はあるのか。
事務局	⇒特に定めはない。
委員	⇒登録率を100%にするのではなく、制度を100%周知することを目指し、選択するのは当事者である。4割程度では低いと言われても仕方ないが、5割を超えてくると本人の自覚や意思が大切だと考える。
座長	・馬橋小学校震災救援所の訓練について、どの位の人数で実施したのか。
委員	⇒実際の要援護者ではなくダミーの方を3名用意し、自宅待機、救援所に避難、救助要請という3つの場面を想定した。リヤカー等での搬送も想定して行った。
座長	⇒この方法は他の震災救援所でも実施できそうか。
委員	⇒可能だと思う。
座長	・他の震災救援所でも要援護者支援の取り組みを行っているか。
委員	⇒私の救援所ではまだ実施していない。
事務局	⇒個人情報保護研修を受講していただいた。
委員	⇒PTA役員の方々は毎年交代するので、年1回実施したいと考えている。
事務局	⇒他の委員の救援所では、民生委員が中心となり要援護者の安否確認訓練を計画したところもあった。
座長	⇒そういった取組事例の情報を共有し、他の救援所でもまず実施してみたい。馬橋小の訓練のダミーは3人のみか。
委員	⇒そうである。支援する側は当日その場で役割分担をした。
座長	⇒こうした先行事例を元に訓練実施を呼びかけるのはどこが行うのか。
事務局	⇒我々が行う。5月の会長・所長会でも事例を紹介したいと考えている。
座長	・馬橋小の訓練に社協のボランティアとケア24が参加しているが、普段から

	関わりはあるのか。
委員	⇒社協は民生委員の会議で繋がりがあある。ケア24は高齢者の対応に精通しているのので参加してもらった。実際の訓練時の対応に周りは感心していた。
委員	⇒私の救援所では町会を中心とした連絡会メンバーに個人情報保護研修を受講してもらった。今後は、GISによるシステムのイメージを見せることでより関心を持ってもらえらと思う。段階的に進めた方が良く考えている。GISによる地図の大きさなどの仕様はどのようなものか。
委員	⇒カラー刷りでA3サイズとなる。救援所全体の地図と、地域別の詳細地図の2種類の設定で検討している。できる限り分かりやすい表示にしたい。
委員	・救援所にタブレットを提供するのはどうか。
事務局	⇒GISシステムは学校も含めた庁内イントラネット環境の中で作動するので、震災救援所の現場で印刷等の操作が可能である。環境を整えばタブレットも活用可能性はあるので、これからの課題である。
委員	・個人情報保護研修を町会役員全員に受けてもらいたいと考えている。何人程度集まれば出張してもらえるか。
事務局	⇒明確な基準はなく、一人二人でなければ可能である。今年度は各地区町連で受講のお願いをしてきたが、来年度も同様の形で対応したい。
副座長	⇒資料1に記載してあるが、今年度は現在15回開催で250名以上受講しており、例年の2倍以上の実績である。多くの方へ理解が広まっていると感じている。
事務局	⇒受講した方には修了書を送付する。
委員	⇒以前は大きいサイズの修了書であったが、私の提案で携帯が容易なサイズのものに変更してもらった。
副座長	⇒研修の受講は今年度作成した行動指針でも最も重要な事項で、徐々に浸透してきている。今後は、先進的な事例を参考に訓練等に取り組んでもらい、出てきた課題点をこの部会でも議論できると、より実践的な内容になる。
座長	・馬橋小の訓練の中で搬送の話があったがどのようなものか。
委員	⇒校庭の状態が悪く搬送はできなかったが、リヤカーの組み立て等を行った。できれば時間をかけて試してみたい。
委員	・私の救援所の今年度の訓練は雨だったが、中学1年の生徒が140名参加し、充実した訓練であった。
委員	・こちらは、土曜授業で1～6年生が訓練に参加し、参加者数が多かった。救急セットについて、接骨救急セットのみが置いてあったがよいのか。
事務局	⇒金属ケースの救急箱は置いていないか。
委員	⇒見当たらない。前回はあったが今回はなかった。
事務局	⇒使用期限がある製品の入れ替えは行っているが、セット本体がなくなることは考えにくい。
委員	・搬送時の連絡にはSNSを活用すると早いですが、搬送するかどうかの判断は震災救援所の本部でいいのか。

副座長	⇒そのようになる。
委員	⇒それならば活用できる。救助が必要な方の情報などもSNSを使うと早い。
座長	⇒それは個人所有のスマートフォンか。
委員	⇒そうである。また、災害は天候が悪い時でも起こり得るので、雨天でも決行としている。
副座長	⇒訓練を見学させていただいた。救助を要請する際、その場で連絡が取れないので、安否確認班の一人が走って救援所に戻り、救助班を連れて来るが、到着を待つのが大変そうであった。
委員	・資料5について、医療救護所の記載があるが、一覧表の近くに「72時間以降、必要に応じて開設する」旨が書かれていないと分かりにくい。
委員	・乳幼児の講習を行っているが、若い母親たちは町会や震災救援所のことを知らない人が多いので、町会への加入を勧めるなど周知を図っている。
委員	⇒私の地元の町会は、防災訓練と餅つきを一緒に行っている。若い世代も多く集まるので有効である。
委員	⇒私のところでは参加している小学生に、自分の住んでいる地域の町会名を書いてもらった。
委員	⇒おやじの会の活動で学校の宿泊体験をしている。
座長	⇒各地域で様々な活動をしているので、ぜひ情報共有してほしい。
委員	・以前、緊急通報で障害者を助けに行ったことがあるが、1人では厳しいと感じる。どう備えればよいか分からず心配である。
委員	⇒障害者団体連合会でパンフレットを作成し、障害の大まかな種類ごとに支援の方法を具体的に記載しているので見ていただきたい。
委員	⇒発災直後と時間が経った後では状況が異なるが、発災直後が心配である。
委員	⇒以前、民間事業者との連携が議題に出ていたが、企業に勤める若い世代に協力してもらわないと搬送などは厳しいのではないか。
委員	⇒ヘルパーがすぐに駆けつけられるか分からない。
委員	⇒布団に載せて引っ張るという方法もある。その時の状況に応じて対応するしかない。会話ができる場合はその場で相談すれば良い。車いすを担ぐ場合は重くて大変である。
座長	・今年度の取り組み状況や乳幼児の支援等について、様々なご意見をいただいた。今後の予定はどうなっているか。
事務局	⇒全体の協議会を3月に開催予定である。
座長	・本日はこれで終了とする。